◎新潟県告示第714号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区の定款の変更を平成24年５月11日認可した。

平成24年５月22日

新潟県新発田地域振興局長